

『特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針』
(告示改正案)

改正案

1 製造業一般

(1)~(4) (略)

(5)電気使用設備

①~⑤ (略)

⑥ その他

設備・システム・技術名	具体的内容	導入の可能性のある業種・工程
高効率変圧器	低損失磁性体材料を使用した変圧器及び低損失構造の変圧器(モールド変圧器等)。	全業種
負荷電圧安定化供給装置	高い電圧による負荷中心点への配電、系統インピーダンスの低減によっても、なお、電圧降下が大きいか許容電圧変動範囲に収まらない場合に負荷時タップ切替変圧器、負荷時電圧調整器、誘導電圧調整器等の電圧調整装置により安定した電圧で供給する装置。	全業種
400 ボルト級配線設備	工場低圧動力装置、空気調和、衛生動力機器、エレベータ電源、照明負荷等に対する電気供給のための配線設備で、400ボルト級の三相4線式配線方式のもの。	全業種
高性能電気分解炉・メッキ炉	変圧器一体型整流器、印加電力調整装置が付属し、高電圧対応の電気分解炉、メッキ炉では、シアン浴メッキ炉から塩化浴メッキ炉、サージェント浴炉からフッ化浴メッキ炉への転換が有効。	溶融メッキ業
アルミドロス有	回転型アーク炉を用い、アルミドロス	非鉄金属製造業

価値回収システム	から高効率にアルミを回収するシステム。	
高性能油圧ユニット	各種設備に多く採用されている油圧装置にインバーター化あるいはその他の回転数制御機能を付加し負荷変動に対応して最適に制御。	全工程
<u>高効率射出成形機</u>	<u>駆動源に高効率モーター、回転数制御装置又は高性能油圧ユニットを使用する射出成形機。</u>	<u>プラスチック製品製造業、 ゴム製品製造業</u>

(6)～(10) (略)

(11) 情報技術の活用

判断基準中、目標及び措置部分の 2 その他エネルギーの使用の合理化に関する事項の(7) エネルギー使用の合理化に関する情報技術の活用の項目で規定する目標及び措置の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

<u>設備・システム・技術名</u>	<u>具体的内容</u>	<u>導入の可能性のある業種・工程</u>
<u>高機能製造設備</u>	<u>稼働状況や製造条件のデータ取得が可能であり、その他の設備とのデータ流通が可能なインターフェースを備えるもの。制御装置を介してその他の設備とネットワークで接続した上で、取得、蓄積された設備に関するデータを活用した制御の実施に有効。</u>	<u>全業種</u>
<u>シミュレーション技術による開発</u>	<u>試作段階において実機を用いずにモデルによるシミュレーション技術を活用し、設計や検証を実施すること。</u>	<u>開発工程</u>

現行

1 製造業一般

(1)～(4) (略)

(5)電気使用設備

①～⑤ (略)

⑥ その他

設備・システム・技術名	具体的内容	導入の可能性のある業種・工程
高効率変圧器	低損失磁性体材料を使用した変圧器及び低損失構造の変圧器(モールド変圧器等)。	全業種
負荷電圧安定化供給装置	高い電圧による負荷中心点への配電、系統インピーダンスの低減によっても、なお、電圧降下が大きいか許容電圧変動範囲に収まらない場合に負荷時タップ切替変圧器、負荷時電圧調整器、誘導電圧調整器等の電圧調整装置により安定した電圧で供給する装置。	全業種
400 ボルト級配線設備	工場低圧動力装置、空気調和、衛生動力機器、エレベータ電源、照明負荷等に対する電気供給のための配線設備で、400ボルト級の三相4線式配線方式のもの。	全業種
高性能電気分解炉・メッキ炉	変圧器一体型整流器、印加電力調整装置が付属し、高電圧対応の電気分解炉、メッキ炉では、シアン浴メッキ炉から塩化浴メッキ炉、サージェント浴炉からフッ化浴メッキ炉への転換が有効。	溶融メッキ業
アルミドロス有価物回収システム	回転型アーク炉を用い、アルミドロスから高効率にアルミを回収するシステム。	非鉄金属製造業
高性能油圧ユニット	各種設備に多く採用されている油圧装置にインバーター化あるいはその	全工程

	他の回転数制御機能を付加し負荷変動に対応して最適に制御。	
--	------------------------------	--

(6)～(8) (略)

(9) 余剰蒸気の活用等

判断基準中目標及び措置部分の2 その他エネルギーの使用の合理化に関する事項の(2)余剰蒸気の活用等の項目で規定する目標及び措置の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

表(略)

(10) 未利用エネルギーの活用

判断基準中目標及び措置部分の2 その他エネルギーの使用の合理化に関する事項の(3)未利用エネルギーの活用の項目で規定する目標及び措置の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

表(略)